

大阪広域水道企業団の入札・契約制度について（市町村域水道事業）

1. 入札・契約制度構築の検討の視点

- 客観性・透明性の確保
- 工事等品質の確保
- 経済性の発揮
- 地元中小企業の育成
- 地域性を考慮

2. 入札・契約制度の概要

入札・契約方式

- 契約方式
： 条件付一般競争入札が基本
- 入札方法
： 電子入札システムにより実施

【対象案件】

- ・建設工事 250万円を超えるもの
- ・測量・コンサル、役務委託 100万円を超えるもの
- ・物品購入 160万円を超えるもの

- WTOによる調達： 企業団は、WTOの適用外であり、実施しない。

3. 条件付一般競争入札

入札参加資格者

- 入札参加資格： 大阪府の入札参加資格者名簿に登録していることとする。
- 入札参加基準： 建設工事^{※1}に関する入札参加等級及び工事金額は、大阪府の制度を適用し、地域性を考慮して運用する。

※1) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事

- 水道事業用地域要件： 土木一式工事、建築一式工事^{※2}、水道施設工事、管工事^{※3}、舗装工事の一部について、当該地域限定の地域要件を設定する。

※2) 建築一式工事は、一部地域では地域要件を設定しない。

※3) 管工事は、一部地域では地域要件を設定しない。

- 登録業種(工事業種)： 原則建設業法の考え方に基づき、工事業種を設定する。
ただし、統合後、経過措置として統合前の団体が設定していた工事業種を設定する場合がある。

- 受注希望工種制度： 受注機会の均等化を図るため、入札参加は、受注希望の1工種とする。

最低制限価格制度

- 対象工事： 条件付一般競争入札対象案件は最低制限価格制度とする。
- 算定基準： 最低制限価格は大阪広域水道企業団建設工事予定価格等算定要領による。

予定価格等の公表時期

- 予定価格： 原則、事前公表とする。
- 最低制限価格： 事後公表とする。

一者入札の取扱い

- 一者入札は原則無効とする。
ただし、入札参加資格に地域要件を付加しない案件は、有効とする。

4. 随意契約

- 対象案件（1号随意契約の場合）
 - ・建設工事 250万円以下
 - ・測量・コンサル、役務委託 100万円以下
 - ・物品購入 160万円以下

(参考) 不正行為の排除の取組み

条例等名称	概要
大阪広域水道企業団入札参加停止要綱	業者の談合や違法行為に対して、入札参加停止等の措置を規定
大阪広域水道企業団暴力団排除条例	企業団発注のあらゆる調達・契約案件からの暴力団の排除を規定
大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱	入札・契約に対する暴力団等の不当介入の排除措置を規定
大阪広域水道企業団が発注する契約からの暴力団排除に関する合意書	大阪府警との間の暴力団排除に関する連絡体制を構築
大阪広域水道企業団公正入札マニュアル	談合情報等の審査・対応方法を規定
大阪広域水道企業団不当介入対応要領	企業団発注案件における暴力団等からの不当介入の対応を規定